

## 第1章 | 税務調査と事件の端緒

### 1 法律家が税務調査の業務を行うメリット・意義

租税事件のスタートは、税務調査から始まる。租税訴訟は、租税事件の最終段階であり、事件解決は、税務調査段階で行うのがベストである。法律家は、税務調査の現場において、納税者の代理人として法的三段論法を使い課税庁を説得することができる。税務調査における法的三段論法とは、課税要件を明示し、事実を証拠によって証明し、正当な結論を導く方法である。

#### (1) 事実調査と課税要件該当性判断

税務調査は、納税者と課税庁との紛争の場である。それは、租税の債権債務関係の紛争でもある。私法取引がどのように行われたか、そこから発生する課税の対象が事実認定の対象になる。

税務調査は、事実の調査から始まる。次に、租税法の解釈や適用関係がどのようになるかが吟味される。ほとんどの税務調査では、先行する私法取引がどのように行われたか、どのような取引の対価を納税者が得たのかが問題となる。

#### ア 事実認定

税務調査において、先行する私法取引を法的に分析しなければならない。訴訟活動を通じて証拠の収集や証拠価値の分析を適正に行う能力を有している者が、税務調査における立会人として最適である。

税法が定める課税要件を分析し、証拠によって、どのような経済的利得や財産を得たのか、法律の要件にどのように該当するかについて、税務調査の現場でも主張しなければならない。

#### イ 税法解釈

税務調査では、事実認定の後に税法解釈をなし、課税要件を抽出する作業を行い、さらに課税要件事実の存否を確認することになる。

## 17 生活用動産・損益通算訴訟

◇サラリーマン・マイカー税金訴訟・最二小判平成2年3月23日裁判集民159号339頁〔22003833〕

### (1) 事案の概要

給与所得者である納稅義務者Xは、昭和46年6月に小型乗用自動車（以下、「本件自動車」という）を68万円で購入し、通勤や外回り業務に用いるとともに、土・日・祭日には私用のドライブに用いていた。Xは、昭和51年7月頃、本件自動車を運転中に同車を中央分離帯に衝突させる自損事故を起こし、本件修理には相当の修理代がかかることから、廃車を決め、スクラップ業者に3,000円で売却した。Xは、自動車の譲渡所得損失を生じたとして、給与所得との損益通算をして所得税還付の申告を行った。これに対して、税務署長Yは、かかる譲渡損失の金額は給与所得と損益通算できないとして更正処分を行い、Xはこれを不服として出訴した。

### (2) 爭点

本件自動車の譲渡による損失は、「生活に通常必要でない資産」でも、「生活に通常必要な動産」にも当たらない、一般「資産」（所得税法33条1項）として、損益通算の対象となるか。

### (3) 判旨

ア 第一審判決（神戸地判昭和61年9月24日 訟務月報32巻5号1251頁〔22001590〕。所得税法9条2項で判断）

Xが通勤に本件自動車を使用していた状況や、業務用でも本件自動車を利用していたこと、通勤・業務のために使用した走行距離・使用日数がレジャーのために使用したそれらを大きく上回っていたこと、車種が大衆車であること、さらには当時の自家用自動車の普及状況などを考慮したうえで、「本件自動車はXの日常生活に必要なものとして密接に関連しているので、生活に通常必要な動産に該当」するが、自動車が所得税法施行令25条各号に該当しないことは

## 第7章 | 法人税訴訟

### 1 法人税法概論

#### (1) 法人と構成員の関係

##### ア 実在説

法人は構成員である個人とは別の独立した人格者であるという考え方である。

##### イ 法人擬制説

会社を個人の集合体と考えるものである。

##### ウ 多様な事業体

課税は、先決的に存在する私法上の法律関係を前提として、それと整合的に納税義務者が決定されるべきである。我々の社会には、多様な事業体が存在し、税法は、それらの活動や存在形式を歪めるべきではないから、その特質に応じた課税が認められるべきである。法人の所得を観念し、法人を自然人から独立した納税義務者とするのが、我が国の法人税法の基本構造である。

#### (2) 法人税の性質

法人税法は、法人の所得を課税対象として法人に課される税金である。

##### ア 独立説

法人税は、所得税とは独立したものとする考え方である。

##### イ 前払説

法人税は、所得税の前払とする考え方である。

多くの国において、法人段階と個人段階における税負担を調整する措置がとられている。我が国では、配当税額控除方式が採用されている。

我が国の法人税法は、納税義務者の範囲を私法上の法人概念を基本として構成している（法人税法4条1項）。